

# 浄化槽をお使いのみなさんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。

浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使ってくださいよう、みなさんのご協力をお願いします。

## 保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにすることも重要な作業です。

10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回行う必要があります。

県に登録している保守点検業者に委託してください。

## 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。

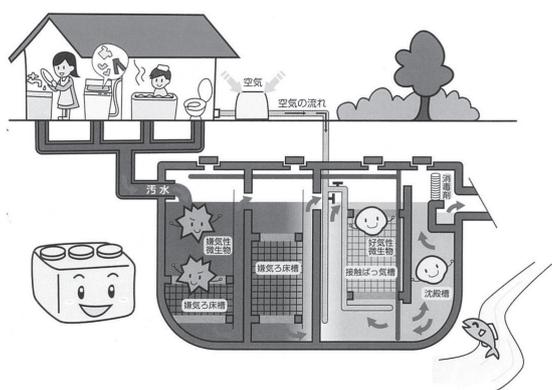
清掃は許可業者に委託してください。許可業者は、町公式ホームページで確認できます。

## 法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月の間に1回行う必要があります。その後は、毎年1回行う必要があります。

県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。  
☎029(291)4004



## 一括契約システム

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひ、ご利用ください。

契約を仲介する保守点検業者、清掃業者、または、（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

## 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。

身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

## お問い合わせ

- 茨城県生活環境部環境対策課  
☎029(301)2966
- 生活安全課 生活環境G  
☎(84)3618 (直通)

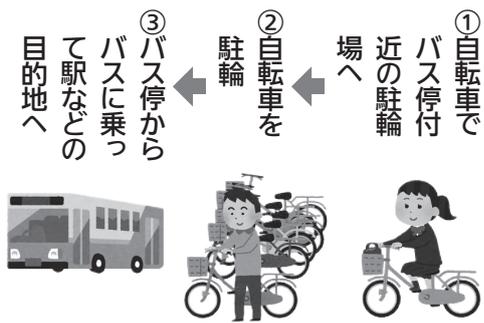
## 五霞町コミュニティ交通 ごかりん号からのお知らせ

「ごかりん号専用駐輪場をご利用ください」

町では、公共交通の利便性向上や環境に配慮し、「サイクル&バスライド」を推進し、バス停付近に無料駐輪場を開設しています。

「サイクル&バスライド」とは、家からバス停まで自転車で行き、バス停近くの駐輪場に自転車を置いてからバスで目的地へ向かう、自転車とバスを使った移動方法の一つです。

通勤・通学や買い物など様々な日常の移動手段として、ごかりん号を利用される際、駐輪場をご利用ください。



【サイクル&バスライドのイメージ】

## サイクル&バスライド 無料駐輪場

- 五霞町役場
- 保健センター
- ふれあいセンター
- 山王生活改善センター
- 江川天満宮
- 江川本村バス停
- 地域安全センター
- 冬木農村集落センター
- 三嶋神社
- 中央公民館
- 消防詰所前



【こちらの看板が目印となります】

※駐輪場での盗難や事故等は、利用者の責任において防止に努めてください。

## お問い合わせ

- 生活安全課 くらし安心G  
☎(84)3618 (直通)